



第2章 上位・関連計画の整理

本章では、津別町地域公共交通計画の上位・関連計画として、国・北海道の公共交通に係る法や指針の他、津別町第6次総合計画を上位計画として整理するとともに、津別町人口ビジョン・第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の関連計画を整理します。

2-1 上位計画の整理

2-1-1 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（令和2年11月27日 一部改正施行）

法の目的	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現に寄与することが目的
法の概要 ※詳細は本町に係る記述のみ掲載	<p>(1)地域が自らデザインする地域の交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体による「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成 ・「地域公共交通計画」（マスタープラン）の作成を努力義務化 ・従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等）も計画に位置付け ・定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等 <p>○地域における協議の促進</p> <p>(2)地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○輸送資源の総動員による移動手段の確保 ・維持が困難となったバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続 ・過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送の実施の円滑化 ○既存の公共交通サービスの改善の徹底 ・利用者目線による路線・ダイヤの改善、運賃の設定等を促進

「コラム1：地域公共交通がなぜ必要なのか」

「自家用車で移動しているから、公共交通には乗らないし、自分には無くても困らない」という方がいらっしゃいます。自家用車の移動は確かに便利ですし、それを否定するつもりはありません。しかし、自家用車を利用できない人はどうすれば良いのでしょうか？「そんなことは知ったことではない」というのは、地域社会を構成する一員としてあまりにも身勝手だと思いませんか？

地域には、子どもたちやご高齢の方、何らかの障がいをお持ちの方、自動車運転免許証や自家用車を持ってない方もたくさん暮らしています。その方たちにとっては、地域公共交通は、無くてはならないものなのです。地域社会を構成する皆さんが、お互いに理解し合い、支え合い、助け合っ、そして地域を盛り上げていく、地域の魅力を高めていくために地域公共交通が必要だと筆者は考えます。



2-1-2 北海道交通政策総合指針

計 画 期 間	平成30年度（2018年度）から令和12年度（2030年度）
交通ネットワーク形成の基本的な考え方	<p>○世界をひきつけ、地域の未来を創る交通ネットワークの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの基本方向：①交流人口の拡大、②ストレスのない移動、③安全・安心な地域社会、④防災機能の強化 ・ 人流と物流が抱えている共通課題を踏まえ、人流・物流が一体となった効率的・効果的な施策を展開 ・ 2018年度から今後3年間で集中的に進める取組を5つの重点戦略として設定し、本道のさらなる発展を加速
<p>重点戦略</p> <p>※2030年度までの長期的な施策</p> <p>※津別町に関する施策のみ抜粋</p>	<p>(1)グローバル化に対応した交通・物流ネットワークの充実・強化</p> <p>○観光施策と連携した交流人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通が連携した需要拡大と周遊の促進 <p>(2)事業者等の連携による移動円滑化・輸送効率化の促進</p> <p>○持続的な鉄道網の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の利活用促進 <p>○交通機関相互の連携強化による利便性の高い移動の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通モード間の連携による移動の円滑化 ・ 積極的な交通情報の提供 <p>○新技術の活用と環境負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動走行の実用化に向けた取組の推進 ・ 新技術の活用に向けた体制づくり ・ 北海道の特性を生かした新技術の研究開発の推進 ・ 交通分野における環境負荷の低減に向けた取組 <p>○バリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが安全で快適に利用できる移動環境の整備 ・ 心のバリアフリー化の促進 <p>○輸送手段の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な輸送モードの確保 <p>(3)人・地域を支える持続的なネットワークの構築</p> <p>○まちづくりと連携した持続的な交通ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の暮らしを守る生活交通の確保 ・ 公共交通利用の定着化 <p>○安定した地域交通の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道やバス路線の持続的な維持・確保 ・ 地域の実情に応じたきめ細かな交通サービスの展開



2-1-3 津別町第6次総合計画

計 画 期 間	令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）
将 来 像	暮らしたい、魅力あふれるエコタウン
基 本 政 策 分 野	<p>○つべつ・人・未来づくり（教育・子育て）</p> <p>○支えあい、安心して住み続けられる地域づくり（保険・医療・福祉）</p> <p>○選ばれる安心快適なまちづくり（生活基盤・環境保全）</p> <p>○人・地域が輝くたくましい産業づくり（産業・雇用）</p> <p>○世界に発信できるつべつ・地域魅力づくり（観光・交流）</p> <p>○持続可能な行政経営のまちづくり（行財政）</p>
公 共 交 通 に 関 する 施 策	<p>3. 選ばれる安心快適なまちづくり（生活基盤・環境保全）</p> <p>施策3-1 快適・安心で潤いのある生活を支え</p> <p>人とまちの魅力をつなぐ交通環境の確保</p> <p>○現状・課題</p> <p>津別町における地域交通（公共交通）は、まちバス（混乗スクールバス6路線）、地域間幹線系統路線バス（2路線）、都市間バス（釧路～北見・旭川間）、タクシー（1社：2台）、福祉有償運送（社会福祉協議会）、介護タクシー（町外を利用）があり、利用者がそれぞれ交通手段を選択しています。</p> <p>全国的な傾向と同様に、津別町ではモータリゼーションの進展に伴い自動車を中心としたライフスタイルが定着してきたため、町民の地域交通に対する認識と理解がされ難い状況です。</p> <p>そのため「公共交通利用者の減少⇒運賃収入の減少⇒交通事業者の経営悪化⇒サービスの低下（減便・廃止・営業時間短縮等）⇒公共交通利用者の減少」と負のスパイラルになる状況にあります。</p> <p>一方、少子高齢化が進む中で高齢者の外出機会や子どもたちの通学の移動手段の確保など、津別町においても地域交通に対する期待は高まってきています。</p> <p>必要な人が利用しやすい交通手段の整備を進めるために、町民みんなが公共交通を支える仕組みづくりの構築が求められています。</p> <p>○主な取り組み</p> <p>3-1-1 津別町の地域特性に応じた面的な地域交通ネットワークの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外部の地域交通の確保に向けた、まちバスやスクールバスの柔軟な利活用 ・ 市街地の居住動向や移動ニーズに対応した、タクシー等の柔軟な利活用 ・ 地域間、都市間輸送の確保・維持に向けた、路線バスの利活用 <p>3-1-2 地域交通（バス）の利便性向上と利用促進に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交通（バス）の利便性向上 ・ 民間交通事業者の対する要望・提言活動 ・ バス利用者に対する助成等の充実 ・ バスの利用促進に向けた取組の推進



2-2 関連計画の整理

2-2-1 津別町人口ビジョン・第2期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計 画 期 間	【人口ビジョン】平成27年度（2015年度）から令和22年度（2040年度） 【総合戦略】令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）
将 来 展 望 人 口	【人口ビジョン】 2040年時点において約3,200人
基 本 目 標	【総合戦略】 ○津別町にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て生かす ○津別町への新しいひとの流れをつくる ○若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会を作る ○時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
公 共 交 通 に 関 する 施 策	【総合戦略】 基本目標4「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」 1. 基本的方向 津別町では、ずっと暮らし続けたいと思える安全・安心な生活環境の整備を推進するため、快適・安心で潤いのある生活を支え人とまちの魅力をつなぐ持続可能な交通体系の構築や、安心した生活を支える地域医療の充実と健康で暮らせる環境づくりを行う。

2-2-2 複合庁舎建設等まちなか再生基本計画

計 画 期 間	平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）
基 本 コ ン セ プ ト	つながりがにぎわいを生む、歩いて暮らせるコンパクトシティ
基 本 方 針	○誰もが安全で安心して歩いて暮らせるコンパクトなまちなか ○まちなかのにぎわい創出 ○まちなか居住の推進 ○空き家、空き店舗、空き地の利活用
公 共 交 通 に 関 する 施 策	○誰もが安全で安心して歩いて暮らせるコンパクトなまちなか (2)安心・安全の環境づくり ・交通環境の整備【まちなかへのアクセスを向上させる】 誰もが安全に移動することができ、アクセスしやすいまちなかを目指すため、道路・歩道の拡幅・再編、中心市街地の駐車場の整備を進めます。交通結節点としてのバスターミナルの整備や、地域内交通の充実を図ります。



2-2-3 第2期津別町地域福祉計画

計 画 期 間	令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）
基 本 理 念	助け合い見守りで 安心して住み続けられるまち つべつ — 誰もが楽しく健やかに —
基 本 目 標	○豊かな人と心づくり ○支え合いの仕組みづくり ○安心の暮らしづくり
公 共 交 通 に 関 する 施 策	3 安心の暮らしづくり (1) 交通 ○コミュニティバスの運行（新規） ○バス無料乗車券交付事業（継続） ○通院等交通費助成事業（継続） ○障がい者等交通費助成事業（継続）

2-2-4 第2期津別町障がい者計画

計 画 期 間	平成29年度（2017年度）から令和2年度（2020年度）
基 本 理 念	助け合い見守りで安心して住み続けられる町つべつ
基 本 目 標	○地域生活の支援体制の充実 ○自立と社会参加の促進 ○バリアフリー社会の実現
公 共 交 通 に 関 する 施 策	第4章 主要施策とその方向 第3節 バリアフリー社会の実現 II 生活環境 2 移動・交通のバリアフリーの促進 ○障がい者等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、低床バスの導入促進に努めます。 ○重度の障がい者の移動手段を確保するため、移送サービス等の充実に努めます。



2-3 地域公共交通計画の位置付け

2-1 上位計画及び2-2 関連計画で整理した内容を踏まえ、津別町地域公共交通計画の位置付けを整理します。

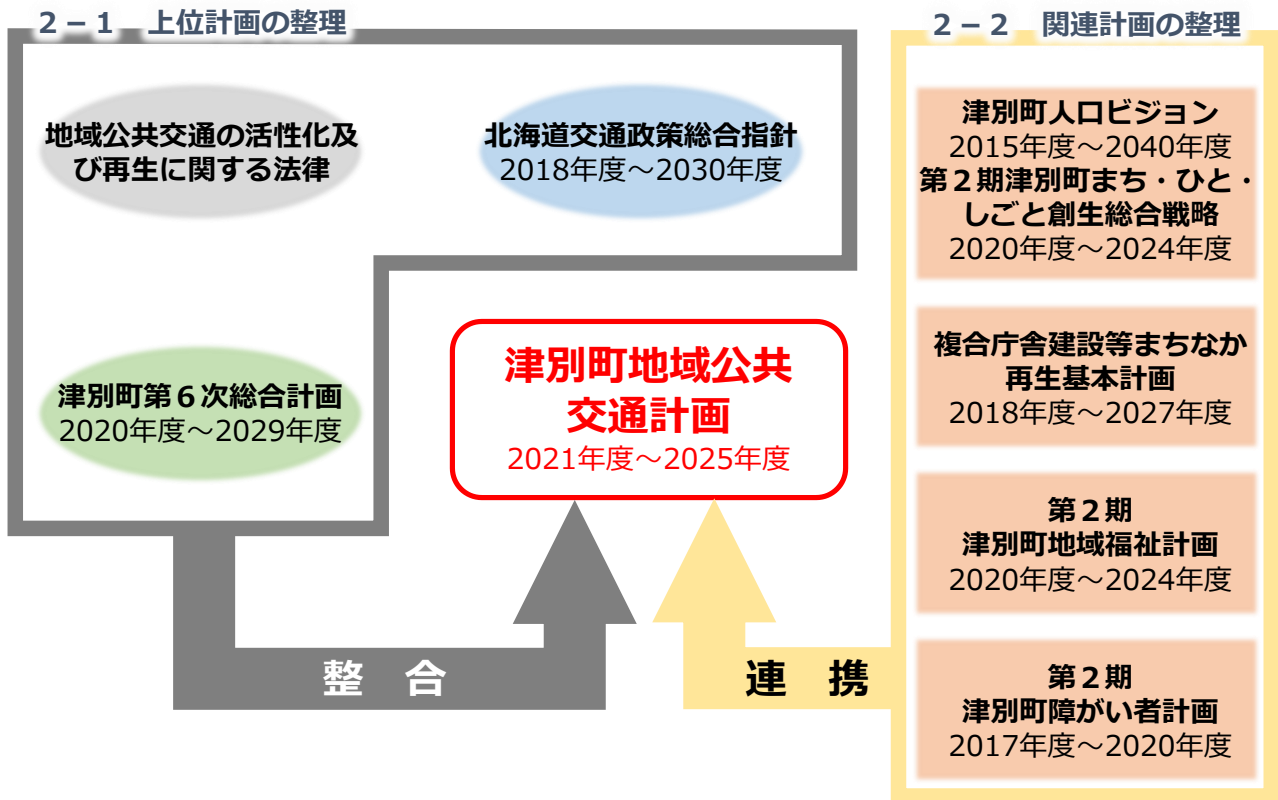


図 2-1 津別町地域公共交通計画の位置付け

「コラム2：地域公共交通の赤字補填とクロスセクター効果」

自家用車でのライフスタイルが定着してきた地域では、バス等の地域公共交通の利用者が減少して運賃収入が減少し、赤字になれば減便や廃止が行われ、利用者減少に拍車がかかる負のスパイラルに陥ってきました。地域公共交通は、「地域の人々の足を支える」ために必要なものですが、そのためには行政、交通事業者、住民がスクラムを組んで維持・改善に取り組むことが求められています。ただし、維持・改善のためには補助が必要となり、公的資金が投入されています。「赤字補填」という厳しい声もありますが、地域公共交通への補助は、単に「赤字補填」ではなく、地域が負担できる範囲で「地域を支えるための支出」と捉えていくことが必要だと筆者は考えています。

最近、地域公共交通の現場で、「クロスセクター効果」という言葉をよく聞きます。

地域公共交通のクロスセクター効果とは、「地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果」と説明されています。

津別町においては、新たな地域公共交通が整備されることで、これまでより外出の機会が増え、町民の健康増進が図られることにより医療費等が削減されるなど、地域公共交通の一面だけではなく、他分野への波及効果として、定量的に把握できる効果を「クロスセクター効果」と理解できます。